

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第240号

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則

京都市まち美化事務所規則の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 事務所の名称、位置及び所轄区域は、別表のとおりとする。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とする。

第5条第1項中「係長 2人」を「管理係長
業務係長」に改め、同条を第3

条とする。

第6条第2項中「第4条第2項」を「第2条第2項」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「担当課長補佐」の右に「、係長」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条を第4条とする。

第7条第1項中「第4条第1項」を「第2条第1項」に改め、同条第2項中「第5条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第8条第6号中「まち」を「循環型社会の形成及びまち」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り、「担当課長補佐」の右に「、係長」を加え、同条を第7条とする。

別表中「第2条関係」を「第1条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)